

一般社団法人 葉酸と母子の健康を考える会役員規定

一般社団法人 葉酸と母子の健康を考える会定款 第5条により次のように定める。

(役員)

第1条 当法人に次の役員を置く。

理事5名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、1名を会長とする。なお、会長は一般法人法上の「代表理事」には当たらない。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することはできない。

(理事の選任)

第2条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の任期)

第3条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 増員により選任された理事については、他の理事の任期満了する時までとし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 3 理事の再任は、これを妨げない。
- 4 理事の補充は、会務運営上差し支えない場合に限りこれを行わないことができる。

(代表理事、会長の選定及び職務権限)

第4条 代表理事及び会長は、理事の互選により選定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 3 会長は、代表理事の諮問に応え、代表理事を補佐、後見する。

(役員の報酬等)

第5条 役員は、無報酬とする。

(解任)

第6条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

附 則

本規定は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。